

千葉市立学校の学校体育施設開放運営委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉市立小学校、中学校及び特別支援学校の学校体育施設開放事業の効果的な運営を図るため、開放校ごとに置かれる学校体育施設開放運営委員会(以下「運営委員会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 運営委員会は、学校、スポーツ振興会、社会体育振興会、スポーツ推進委員、スポーツ団体、青少年育成委員会およびPTA等の代表により構成するものとする。

(業務)

第3条 運営委員会の業務は、次のとおりとする。

- (1) 開放校における具体的な開放計画の策定
- (2) 利用団体の登録
- (3) 登録団体の利用調整
- (4) 学校体育施設利用申請書の受付
- (5) 学校体育施設利用許可書の交付
- (6) 利用状況の巡視
- (7) 利用団体代表者及び利用者への指導並びに指示
- (8) 利用状況の報告
- (9) プール開放に係わる管理指導員の推薦(実施校のみ)
- (10) 運営に必要な物品等の調達、修繕及びその他経費の執行
- (11) 学校、地域住民、千葉市との連絡調整
- (12) その他開放事業の運営に関する事項

(任期)

第4条 運営委員会の委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、別に運営委員会が定める。

附 則

この規程は、昭和50年4月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年7月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。